

令和4年6月28日改正

定 款

新潟交通株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、新潟交通株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 道路運送法に基づく自動車運送事業並びに鉄道事業法に基づく鉄道事業及び軌道法に基づく運輸事業に関する業務
2. 旅行の企画、宣伝、案内、斡旋及び実施に関する業務並びに旅行業法に基づく一般旅行業務及び付随する両替行為
3. 航空運送代理業
4. 損害保険代理店業務並びに生命保険の募集に関する業務
5. 土木、建築工事の請負、企画、設計、施工、管理及びコンサルティング業務並びに不動産の売買、賃貸、仲介、及び管理業務並びに建物清掃業務並びに駐車場、洗車場の設置経営に関する業務
6. 自動車整備業務
7. 厚生、保養、文化、運動、遊戯施設及び旅館、食堂、喫茶店、プレイガイドの経営に関する業務
8. 広告及び宣伝業務並びに各種イベントの企画、制作に関する業務
9. 天然瓦斯及び副産物の採取、利用及び販売に関する業務
10. 下記商品の販売、輸出入並びにこれら商取引の代理、仲立に関する業務

- (1) 衣料、衣料雑貨品、婦人アクセサリー、服地、寝具、ベビー用品、靴、かばん・袋物、皮革製品、ビニール製品
- (2) 時計、メガネ、写真機・写真材料、宝石・貴金属製品、冠婚葬祭用贈答品、建造物の竣工・開設・見学等にちなんだ記念品、各種競技用賞品等、美術品・骨董品・古物、民芸品・工芸品
- (3) 食料品・調味料、清涼飲料水、酒類、たばこ・喫煙具
- (4) 医薬品・医薬部外品、化粧品、衛生用品、介護用品・介護機器、医療機器、健康機器
- (5) 家具・建具・什器・調度品、インテリア用品、食器、陶磁器、ガラス器、漆器、木製器、一般日用品雑貨
- (6) 電気音響機器、家庭用電気機器、電気照明機器、ガス機器、冷暖房設備機器、換気装置機器、給排水衛生設備機器、給湯設備機器、消火設備機器、厨房機器、イオン活性化機器及びろ過器
- (7) コンピューターのソフトウェア・ハードウェア、情報通信システムに係わる機器及び装置類、ワープロ
- (8) 土木建築資材、建設機械、機械工具、建設工事に関する安全機材
- (9) 石油、石油製品
- (10) スポーツ用品・ヨット用品・サーフィン用品・ダイビング器材・キャンプ用品・釣用品、旅行用品、自動車部品・自動車用品、自転車、玩具、楽器、教育器材、事務用機器、紙・文房具、書籍・雑誌・印刷物、ペット用品、園芸用品、

苗・種子、肥料・飼料、塗料、日曜大工用品

11. 宝くじの売りさばき及び当選金の支払いに関する業務
12. 前各号に関連する業務に投資又は保証をなし若しくは会社設立について発起人となること
13. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を新潟市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、新潟市において発行する新潟日報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する

事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、

その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、14名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(業務執行)

第25条 取締役社長は、取締役会の決議に基づき、業務を執行し、社務を統理する。

取締役副社長および専務取締役は、取締役社長を補佐して

業務を掌理する。

常務取締役は、取締役社長、取締役副社長および専務取締役を補佐して業務を分掌する。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(相談役)

第31条 取締役会において必要であると認めるときは、相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会

において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1 現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案定款第19条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条（株主総

会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

- 3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定 款	昭和18年 9 月25日	制定
	昭和18年12月31日	登記
沿 革	昭和20年 3 月26日	改正
	昭和21年 8 月 5 日	改正
	昭和22年 3 月17日	改正
	昭和22年 6 月20日	改正
	昭和23年 3 月18日	改正
	昭和23年 5 月20日	改正
	昭和23年10月21日	改正
	昭和24年 3 月28日	改正
	昭和25年10月20日	改正
	昭和26年 1 月13日	改正
	昭和26年 9 月28日	改正
	昭和30年 9 月27日	改正
	昭和32年 9 月28日	改正
	昭和33年 9 月24日	改正
	昭和37年 3 月30日	改正
	昭和38年 9 月30日	改正
	昭和39年 3 月31日	改正
	昭和42年 3 月30日	改正
	昭和46年 3 月31日	改正
	昭和46年 9 月30日	改正
	昭和48年 3 月31日	改正
	昭和49年 9 月30日	改正
	昭和50年 5 月31日	改正
	昭和57年 6 月30日	改正
	平成 4 年 6 月26日	改正
	平成 5 年 6 月29日	改正
	平成 6 年 6 月29日	改正
	平成14年 6 月27日	改正
	平成15年 6 月27日	改正
	平成16年 6 月29日	改正
平成18年 6 月29日	改正	
平成21年 6 月26日	改正	
平成27年 6 月25日	改正	
平成29年10月 1 日	改正	
令和 4 年 6 月28日	改正	